

岡山県税制懇話会報告書

—岡山県産業廃棄物処理税に関する検討—

平成19年11月

岡山県税制懇話会

はじめに

岡山県では、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（地方分権一括法）（平成11年法律第87号）により地方税法（昭和25年法律第226号）が改正され、平成12年4月から法定外目的税を創設することが可能となるなど、課税自主権の活用の範囲が拡充されたことを踏まえ、平成15年度に岡山県産業廃棄物処理税の導入を行い、およそ5年間にわたり、産業廃棄物の発生を抑制するための事業等を実施することにより、循環型社会を形成するためのたゆまぬ努力が続けられてきた。

岡山県産業廃棄物処理税条例（平成14年岡山県条例第47号）は、附則第5項において、「知事は、この条例の施行後5年を目途として、この条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」と規定しているところであるが、岡山県税制懇話会では、岡山県知事からの要請を踏まえ、岡山県産業廃棄物処理税の制度設計やこれまでの事業の成果等を検証し、主として、今後における効果的な岡山県産業廃棄物処理税の用途について検討を行った。

産業廃棄物の最終処分量のさらなる抑制を図るためには、まずは排出事業者が産業廃棄物の発生を抑制する努力を行っていただくとともに、税収をより効果的に活用することにより、岡山県が中心となって減量化、再生及び不法投棄の未然防止に関する施策を重点的に実施していくことが重要であるが、この報告は、本懇話会が、このような認識に立って、岡山県産業廃棄物処理税の今後のあり方についてとりまとめたものである。

この報告を契機として、県民の方々が産業廃棄物や税制度の問題を自らの問題として捉え、産業廃棄物をとりまく現状について理解を深めていただくことにより、素晴らしい循環型社会が築かれることを期待してやまないものである。

目 次

1	産業廃棄物処理税の検証・成果	
	(1) 発生の状況	1
	(2) 最終処分量の推移	1
	(3) 今後の発生及び処理の見込み	1
2	産業廃棄物処理税の継続の必要性	2
3	使途事業の方向性	3
4	税制度のあり方	
	(1) 課税方式	6
	(2) 税率	7
	(3) 特例措置	8
	(4) 検討	9
5	基金のあり方	9

1 産業廃棄物処理税の検証・成果

法定外目的税である岡山県産業廃棄物処理税（以下「産業廃棄物処理税」という。）の用途については、岡山県産業廃棄物処理税条例（平成14年岡山県条例第47号）において、「産業廃棄物の発生抑制、減量化、再生利用、その他適正な処理に関する費用に充てる」旨規定されており、岡山県では、これに基づき、「意識の改革」、「産業活動の支援」、「適正処理の推進等」及び「環境インフラの整備」を4つの柱に、平成15年度以降、4年間で約15億円の税収を活用して各種施策が展開されてきた。（別添資料「用途事業の実績と主な成果」、「用途事業の概況」参照）

その結果、産業廃棄物の発生の状況等については、次のとおり変化することとなった。（別添資料「産業廃棄物の発生及び処理の状況」参照）

（1）発生の状況

岡山県内で発生した産業廃棄物（以下「県内発生産業廃棄物」という。）の量は、平成14年度の11,685千tから、平成17年度には12,239千t（4.7%増）とわずかに増加している。

なお、県内発生産業廃棄物を業種別にみると製造業が最も多く、次いで、電気・水道業、建設業の順になっており、産業廃棄物の種類別にみると鉱さいが最も多く、次いで、汚泥、がれき類、ばいじんの順になっている。

（2）最終処分量の推移

岡山県内の最終処分場に搬入される産業廃棄物（県外から搬入されるものを含む。）の量は、平成14年度の953千tから平成17年度の892千t（6.4%減）と緩やかな減少傾向にあり、特に、県内発生産業廃棄物の最終処分量は、平成14年度の881千tから、平成17年度には501千t（43.1%減）と大きく減少している。

なお、10t以上の不法投棄の件数については、平成14年度の20件から、平成17年度には10件に半減するなど、最終処分量の推移と合わせて、産業廃棄物処理税の導入効果が現れているものと思われる。

（3）今後の発生及び処理の見込み

県内発生産業廃棄物は、今後、わずかに増加していくが、再生利用や減量化の推進により、最終処分量は、引き続き減少すると予測されている。

なお、岡山県内の最終処分場の残余年数は、平成17年度末時点で3.6年となっており、最終処分場の残余年数が逼迫している状況を踏まえ、排出抑制や再生利用を促進するための各種施策を展開するとともに、現在、水島地区において、公共関与の新処分場の整備事業を進めている。

（参考）税収の推移等

① 税収の推移

産業廃棄物処理税導入後、税収は、決算額で見ると、平成17年度まで増加し、平成18年度から減少している（表1参照）が、申告納入は最終処分場へ搬入された月の翌月に行うこととされていることに着目して、当該年度に生じた税額で見ると、年々減少する傾向（表2参照）にある。

【表 1】 (単位：円)

年 度	1 5	1 6	1 7	1 8
税 収	855,986,890	893,380,370	903,471,440	801,669,080
前 年 比	—	104.4%	101.1%	88.7%

※決算額（平成15年度は平成15年5月から平成16年3月までの11月分、平成18年度は決算見込額）

【表 2】 (単位：円)

年 度	1 5	1 6	1 7	1 8
税 収	937,667,580	906,679,410	897,075,040	777,918,060
前 年 比	—	96.7%	98.9%	86.7%

※最終処分場への搬入等により当該年度に生じた税額（平成18年度は決算見込額）

② 賦課・徴収状況

特別徴収義務者：34（施設数：44）、申告納付者：12（施設数：14）

主として最終処分業者が納税義務者である排出事業者及び中間処理業者から特別徴収を行い、申告納入しているところであるが、これまでのところ、適切に申告納入が行われている。

③ 税収の充当内訳

徴収した産業廃棄物処理税は、賦課徴収に必要な経費である徴税費用、保健所設置市が行う産業廃棄物対策促進事業に要する費用に充てるための交付金及び県が行う産業廃棄物対策促進事業費に充当され、残額は岡山県循環型社会形成推進基金に積み立てられている。

○産廃税収等の状況（決算ベース） (単位：千円)

年度	1 5	1 6	1 7	1 8	計
税 収	855,987	893,380	903,472	801,669	3,454,508
徴 税 費	59,920	62,536	63,243	56,117	241,816
市交付金 (岡山市・倉敷市)	151,627	172,750	147,186	155,453	627,016
県事業充当額	249,428	383,536	377,616	488,627	1,499,207
循環基金積立金	390,703	223,774	333,344	115,365	1,063,186

※循環基金積立金とは岡山県循環型社会形成推進基金をいうものであるが、積立てに係る予算額と決算額の差額を翌年度に繰り越すこととされているため、税収と充当額の合計は一致しない。（平成18年度は決算見込額）

2 産業廃棄物処理税の継続の必要性

産業廃棄物処理税を導入して以降、産業廃棄物の最終処分量は大きく減少したものの、発生量や減量化量は横ばいの傾向にあり、不法投棄も減少傾向にあるとは言え、依然と

して悪質な事案が摘発されるなど根絶には至っていないことから、引き続き、産業廃棄物の発生抑制、減量化、適正処理対策等を推進し、持続可能な循環型社会を構築していくための貴重な財源として存続させるべきである。

なお、岡山県の産業廃棄物施策については、産業廃棄物処理税の導入以前は、主として廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく処理業者への許認可や適正処理の指導、不法投棄など不適正処理事案への事後的・対処療法的な対策（いわゆる下流対策）が中心であった。

一方、産業廃棄物処理税の導入後は、これらの対策に加えて、製品の製造、流通、消費各段階における対策の重要性にかんがみ、それまで対策が不十分と言われてきた、廃棄物を極力出さないようにするための「産業活動の支援」、県民や事業者が一体となって3R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）に取り組むための「意識の改革」など、いわゆる上流対策に重点を置いた施策が展開されてきたところである。

これらの事業は、直ちに産業廃棄物の発生抑制、減量化等の効果が現れるものではなく、社会のあらゆる構成員の地道で継続的な取り組みによって徐々に効果となって現れてくるものであり、その意味からも、産業廃棄物処理税の継続が強く求められる。

3 使途事業の方向性

産業廃棄物の発生抑制、減量化、再生利用その他適正な処理を推進するためには、生産・流通・消費・廃棄の各段階において、県民、事業者、行政など、あらゆる構成員が、それぞれの責任と役割を認識し、相互に連携を図りながら一体となって循環型社会の構築に取り組むための施策を実施していくことが重要である。また、今後は特に、産業廃棄物処理税を活用して最大の効果を上げるような施策・事業を推進するとともに、優先的に取り組むべき喫緊の課題等に対しても、産業廃棄物処理税を活用して適切に対応していくことが強く求められている。

については、これまでの使途事業の成果や現状等にかんがみ、使途事業の方向性としては、次の3つを柱に、この優先順位のもとで施策を推進する必要がある。

- ① 産業廃棄物に係る3Rの促進のための技術導入や施設設備などの「産業活動の支援」
- ② 産業廃棄物に係る不法投棄の防止など公平性・社会正義を実現するための「適正処理の推進」
- ③ 事業者の事業活動に大きな影響を与える県民のライフスタイル（日常的な生活様式・行動様式）を変革し、3Rの推進に向けた県民の実践的な取組等を誘導するための「意識の改革」

なお、使途事業の透明性を確保するため、岡山県の予算編成方針を策定する際に、産業廃棄物処理税を活用して重点的に取り組むべき事業について基本的な方針を定め、県庁内外に示すことは一つの方法と考えられる。また、使途事業の実施状況については、これまでも岡山県のホームページ等で公開されているが、事業実施効果についてもわか

りやすく説明するなど、使途事業の透明性を高める工夫をすることが望ましい。

＜施策ごとの推進方向・重点施策＞

① 産業活動の支援

事業者は、環境に配慮した事業活動を行うとともに、排出者責任や拡大生産者責任を踏まえて、産業廃棄物の発生の抑制、適正な循環的利用、適正な処分等に向けた取組を一層促進することが期待される。

具体的には、事業者は、発生抑制等につながる製造工程の技術開発や再生利用の研究開発等を通じて、使い捨て製品の製造販売や過剰包装の自粛、製品の長寿命化、軽量化、小型化、薄型化、廃棄物の発生量を減らす流通・販売方法の導入など、製品の開発・製造・流通の各段階で3Rに向けた取組を推進する必要がある。また、岡山県にあっては、これらの事業者の3Rに向けた取組に対する支援や、公共工事での廃棄物の再資源化、バイオマスなどの循環資源の利活用、環境産業の創出等に向けた取組を推進する必要がある。

このため、次のような施策を重点的に実施していくことが考えられる。

【重点施策】

- 公共工事に係る廃棄物の再資源化の促進
- 「岡山エコ事業所」及び「岡山県エコ製品」の普及促進
- 循環資源情報提供システムの充実と普及促進
- バイオマスの利活用の推進
- 循環型産業クラスターの形成促進
 - ・循環資源の活用推進（新技術の開発支援、事業化等に向けた調査研究）
 - ・新技術・新規事業の創出（リサイクルビジネスの育成）
 - ・循環型社会形成推進モデル事業の推進（リサイクルに関する技術開発・施設整備支援）
 - ・おかやま新環境技術アセスメントシステムの確立（おかやまNetas）
 - ・3Rに関する広域ネットワークの形成（新技術・ビジネスモデル・ニーズ等の情報形成）

② 適正処理の推進

産業廃棄物の不法投棄は、近年、悪質なものが短期・集中的に行われる傾向にあることに加え、処理業者等による不適正保管などの不適正処理事案も後を絶たないことから、引き続き、産業廃棄物に係る不法投棄の防止対策などの適正処理の推進に向けた普及啓発やマニフェスト制度の電子化を進めるとともに、長期的な監視指導活動を実施する必要がある。

なお、産業廃棄物が不法投棄されてしまった場合は、その環境への影響が甚大であるばかりでなく、処理費用も多額にのぼるため、引き続き、処理の公平性を担保し、社会正義を実現していくため、立入検査や路上検問の実施、ヘリコプターによる上空監視や監視カメラの増強などにより監視体制の強化を図る必要がある。加えて、違反事業者に対しては、厳正に対処するとともに、「不法投棄防止ネットワークおかやま」など民間団体と行政が一体となって監視や情報提供体制の充実をさらに進め、不法投棄などの不適正処理をさせない地域づくりを全県的に進めていく必要

がある。

また、産業廃棄物は、事業者処理責任のもとに県域を越えて広域処理が行われていることから、他の府県との調整を図りながら的確に対応するとともに、循環型社会を構築する基盤として、公共関与最終処分場の整備を引き続き進める必要がある。

このため、次のような施策を重点的に実施していくことが考えられる。

【重点施策】

- 産業廃棄物の適正処理の推進
- 電子マニフェストの普及推進
- 不法投棄の根絶に向けた対策の充実
- 産業廃棄物の広域的な移動への対応
- 公共関与産業廃棄物処理施設の整備促進

③ 意識の改革

持続可能な循環型社会を構築するためには、社会の構成員である県民（消費者）、事業者（企業）、行政がパートナーシップを形成しつつ取り組んでいくことが重要である。特に、県民の行動が、市場を通じて企業に環境に配慮した商品の開発や供給を促すなど、県民の消費行動と事業者の生産活動とは、いわば「車の両輪」の関係にあるとも言え、次のとおり意識改革を進めていく必要がある。

a) 県民の意識改革

産業廃棄物に関する3R推進の中で優先順位が高いリデュース（発生抑制）やリユース（再使用）に係る技術も、消費者（県民）の経済社会活動やライフスタイルを変革することによって活用される。換言すれば、消費者がどのようなニーズを持つかによって、企業の生産・販売活動も変わってくるのであり、消費者が環境負荷の少ない製品を率先して購入するなどにより、企業における環境配慮型製品の開発に対するインセンティブが働く。

つまり、消費者（県民）が、産業活動から生まれた製品等の最終段階において、モノを再使用・再生利用するとともに、使い捨てにしないなど、3Rの推進に向けて自らのライフスタイル（日常の生活様式・行動様式）を変革することで、大量生産、大量消費、大量廃棄といった一方通行型の社会経済構造が見直され、結果として企業の事業活動から生じる産業廃棄物の発生抑制や縮小につながる。

したがって、消費者である県民は、企業が提供する製品やサービスをただ黙って消費するだけの受け身の存在ではなく、環境対応にはコストがかかることを正しく認識するとともに、環境に配慮した企業や商品に対する選択を積極的にメッセージとして発信していくなど、環境への意識を高めていくことが重要である。

このため、次のような施策を重点的に実施していくことが考えられる。

【重点施策】

- 「おかやま・もったいない運動」を通じた県民のライフスタイルの変革
- 「おかやまリサイクル・もって一ネット」の充実と利用促進

- 3 Rに関する環境教育・環境学習の推進
- 環境NPO等との協働による3 Rに向けた取組の推進
- 環境情報受発信システムの整備

b) 事業者の意識改革

事業者（企業）は、環境への影響を低減する製品・サービスを市場に提供できる立場にあることに加え、廃棄物処理・再生利用を行う技術や製品の環境情報を消費者に提供できる立場にあることから、循環型社会を形成する上で大きな社会的責任を負っており、その先導的な役割を果たすべきである。

このため、次のような施策を重点的に実施していくことが考えられる。

【重点施策】

- CSR（企業の社会的責任活動）の普及
- 環境マネジメントシステムの普及拡大
- リサイクル関連法の周知・徹底

c) 市町村の意識改革

市町村は、住民にもっとも身近な行政主体であることから、岡山県との連携を密にして、廃棄物の処理対策を推進するとともに、住民に対して、環境教育等の実施や再生品等の使用促進など、循環型社会形成の取組推進に向けた普及啓発に努めることが求められている。

このため、次のような施策を重点的に実施していくことが考えられる。

【重点施策】

- 市町村と連携した不適正処理対策の推進
- 市町村における3 Rの取組に向けた普及啓発の促進
- 市町村におけるグリーン購入の推進

4 税制度のあり方

(1) 課税方式

課税方式は、最終処分業者特別徴収方式を基本としており、最終処分業者が排出事業者又は中間処理業者から産業廃棄物処理税を徴収し、岡山県に申告納入することとされているが、自社処分の場合は、排出事業者自身が最終処分を行うものであるため、排出事業者が直接、岡山県に申告納付することとされている。最終処分業者特別徴収方式は、最終処分業者を特別徴収義務者とする制度であるが、最終処分場に産業廃棄物を搬入するすべての排出事業者又は中間処理業者を対象とすることができるため、税の負担の公平性を確保することができるというメリットがあることや、徴税コストを縮減できることが考慮され、岡山県では、本課税方式が採用されている。

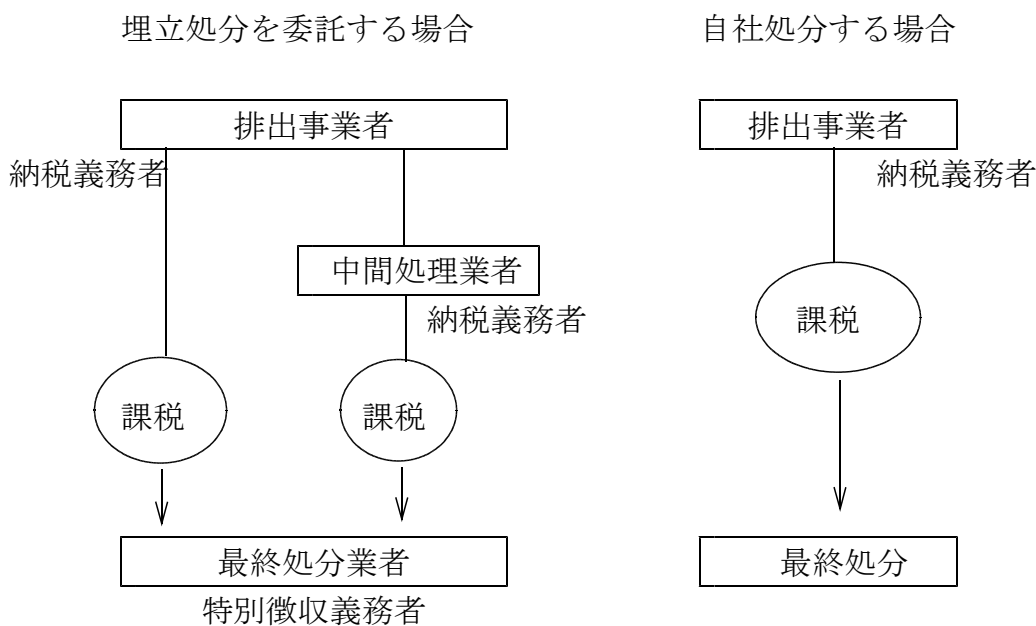
なお、三重県及び滋賀県においては、排出事業者申告納付方式が採用されているが、岡山県を含む25道府県においては、最終処分業者特別徴収方式が採用されている。

排出事業者申告納付方式は、納税義務者である排出事業者が直接、岡山県に申告納

付するものであるため、すべての排出事業者を把握する必要が生じることとなり、徴税コストが増嵩することが考えられる。これに対応するには、免税点制度を設けることにより事務処理経費を軽減するなど、制度設計に工夫を凝らすことが必要となるが、免税点に満たない量の産業廃棄物の搬入に対し、産業廃棄物処理税を課さないこととすると、税の負担の公平性が損なわれるため、このような方策を採ることは可能な限り回避すべきである。

産業廃棄物処理税導入後の状況をみる限り、最終処分業者特別徴収方式のもとで適切に申告納入が行われており、この課税方式が定着していることや産業廃棄物処理税導入の副次的効果として、産業廃棄物の最終処分量が減少傾向にあることにかんがみると、現在の課税方式を変更する必要はないものと考えられる。

(参考) 税制度のしくみ



(2) 税率

① 産業廃棄物処理税は、最終処分場へ搬入される産業廃棄物の量を課税標準として課税されているが、税率は、次の点を総合的に勘案して、最終処分場に搬入される産業廃棄物1トン当たり1,000円とされている。

- ・岡山県内の企業活動に多大な影響を与えない水準であること。
- ・岡山県外へ産業廃棄物が流出しない水準であること。
- ・同様の税制度を導入している道府県との均衡を失しない水準であること。

② 産業廃棄物処理税導入後の岡山県内企業の活動状況をみると、法人事業税の税収や製造品の出荷額等は、導入前（平成14年度）よりも導入後（平成18年度）のほうが増加しており、その活動に多大な影響を与えたとは認められない。

また、最終処分のために岡山県から県外へ流出した産業廃棄物の量は、導入前（平成14年度）が26千トンであるのに対し、導入後（平成16年度）は5千トンであり、産業廃棄物処理税の導入が産業廃棄物の県外への流出を促しているとは認められない。

さらに、産業廃棄物処理税に相当する税を導入している26道府県は、税率を産業廃棄物1トンあたり1,000円とすることを基本としているところであり、各道府県との均衡は維持されているものと考えられる。

以上の状況にかんがみると、現行の産業廃棄物1トンあたり1,000円という税率は極めて適切であり、産業廃棄物の最終処分量の減少という副次的効果も得られているため、変更する必要はないものと考えられる。

(3) 特例措置

岡山県においては、すべての排出事業者が産業廃棄物の発生抑制とその再生利用の推進に努めてもらうことが重要であるとの認識に立ち、課税免除等の特例措置は講じられていないのに対し、11の県においては、排出事業者が自ら処分する場合における産業廃棄物の搬入や天災等により生じた産業廃棄物の搬入等に対して課税免除等を行うための規定が設けられるなど、特例措置が講じられている。

しかし、循環型社会を形成するためには、いかなる理由で発生した産業廃棄物であっても、まずはこれを再生利用することを考えてもらう必要があること、課税免除等の規定を設けていない県が多いこと、新たに課税免除等の規定を設けると、税制度が複雑なものとなり、税制度はできるだけ簡素でわかりやすいものであるべきという理念に反することとなることにかんがみると、直ちに課税免除等の特例措置を講じる必要はないものと考えられる。

(参考)

① 自社処分場への産業廃棄物の搬入に対する課税について

広島県外2県においては、排出事業者が自ら産業廃棄物を処理する場合にあっては、産業廃棄物は自らの責任で処理しなければならないという廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の趣旨にかなうこととなることを理由として、課税を免除することとされている。

しかし、産業廃棄物の最終処分量に対して課税するという税制度の理念にかんがみると、産業廃棄物を最終処分するにもかかわらず、自ら処分するか、委託により処分するかという点に着目して、課税に差異を設けると、税の負担の公平性が損なわれることとなる。また、副次的に得られる産業廃棄物の最終処分量の減少という効果にも少なからず影響が生じるため、自社処分場への産業廃棄物の搬入については、直ちに課税を免除する必要はないものと考えられる。

② 天災等により生じた産業廃棄物の搬入に対する課税について

福岡県外6県においては、天災等により生じた産業廃棄物の搬入については課税を免除することとされている。

しかし、19の道府県においては災害により発生した産業廃棄物とそうでないものの区分が非常に難しいこと、現実には災害で発生する廃棄物の主なものは一般廃棄物であることにかんがみ、課税を免除することとされていない。

また、被災者を真に救済するには、税の免除ではなく、補助金などの給付で対応

すべきであり、いたずらに税制度に頼るべきではない。

以上の点にかんがみると、天災等により生じた産業廃棄物の搬入についても、直ちに課税を免除する必要はないものと考えられる。

③ 不法投棄された産業廃棄物を処理するための搬入に対する課税について

鹿児島県外2県においては、不法投棄された産業廃棄物を処理するための搬入については課税を免除することとされている。

不法投棄された産業廃棄物は、原則として、不法投棄を行った者自らに処理をさせるべきであり、その際には、一般の排出事業者と同様に産業廃棄物処理税を負担させる必要がある。しかし、行政代執行により不法投棄された産業廃棄物を処理する場合において、不法投棄を行った者に代位して不法投棄された産業廃棄物を処理する県や保健所設置市が一時的に負担することとなる産業廃棄物処理税の課税を免除すると、処理費用に上乗せして産業廃棄物処理税相当額を請求する必要がなくなることとなり、税の負担の公平性が損なわれるため、不法投棄された産業廃棄物を処理するための搬入についても、直ちに課税を免除する必要はないものと考えられる。

(4) 検 討

岡山県産業廃棄物処理税が法定外目的税であることにかんがみると、岡山県知事は、今後、岡山県産業廃棄物処理税条例の一部を改正する条例の施行後5年を目途として、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるべきものと考えられる。

5 基金のあり方

岡山県循環型社会形成推進基金は、産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進を図るために設置され（条例第1条）、各年度において、産業廃棄物処理税の収入のうち、徴税费、保健所設置市交付金及び事業充当額以外の全額を積み立てるとともに、運用益の全額を積み立てるものとされている（条例第2条、第4条）。

また、前記の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、処分することができることとされている（条例第5条）。

すなわち、この基金は、将来の産業廃棄物処理税の減収を予想して、産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進を図るための財源を平準化するために積み立てられているものである。

平成18年度末での基金積立累計額を見てみると、1,063,186千円となっているが、これは、平成15年度の産業廃棄物処理税の導入から3年間程度、税収の変動や将来的な見通しを見極めながら、事業費への充当を慎重に行ってきたためと考えられ、平成19年度予算においては、循環型社会の形成に向けた取組を強化するため、約7億円を事業費に充当し、1億円余りを基金から取り崩すこととされている。

このように、この基金は、充当事業費と密接不可分の関係にあり、将来、産業廃棄物処理税の減収が予想される中、前述した使途事業の方向性に沿って施策・事業を推進し

将来にわたり循環型社会の形成促進を図っていくためには、今後とも、安定的・継続的に事業を展開するための貴重な財源として、また、新たな課題に対応するための財源として活用していく必要がある。

(参考)

岡山県循環型社会形成推進基金条例（平成15年岡山県条例第10号）（抜粋）

第1条 産業廃棄物の発生抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進を図るため、岡山県循環型社会形成推進基金(以下「基金」という。)を設置する。

第2条 基金として、岡山県産業廃棄物処理税条例(平成十四年岡山県条例第四十七号)に基づく産業廃棄物処理税の収入の一部を一般会計歳入歳出予算(第四条において「予算」という。)に定めるところにより積み立てる。

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより、第1条の目的を達成するため必要な経費の財源に充てることができる。

2 前項の規定による場合のほか、基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより基金に積み立てるものとする。

第5条 基金は、第1条の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

資 料 編

- 岡山県税制懇話会設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 岡山県税制懇話会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 岡山県税制懇話会審議経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 使途事業の実績と主な成果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 使途事業の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 産業廃棄物の発生及び処理状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 他県における産業廃棄物処理税導入状況・・・・・・・・・・・・・・ 16

岡山県税制懇話会設置要綱

(目 的)

第1条 岡山県税制懇話会（以下「懇話会」という。）は、県民生活の向上や活力ある地域社会の実現を図るために、地方分権の観点から課税自主権の活用等による岡山県にふさわしい税制のあり方について調査研究する。

(事 業)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について調査及び研究を行い、成果を知事に報告する。

(1) 地方税制度のあり方

(2) 前号に掲げるもののほか、懇話会の目的を達成するために必要な事項

(委 員)

第3条 懇話会は、委員で構成する。

2 委員には、前条に掲げる事業に関して学識経験等を有する者をもって充てる。

(運 営)

第4条 懇話会に会長及び副会長を置き、会長は委員の中から互選により選出し、副会長は会長が指名する。

2 会長は、懇話会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 会議は、必要に応じて会長が招集する。

(意見の聴取)

第5条 会長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 事務局は、総務部税務課に置く。

(その他)

第7条 この設置要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この設置要綱は、平成19年4月20日から施行する。

岡山県税制懇話会委員名簿

氏 名	役 職	備 考
井頭 昭子	吉備国際大学非常勤講師	
石島 弘	岡山商科大学大学院法学研究科教授	副会長
岡本輝代志	岡山商科大学商学部教授・商学部長	会 長
桐野 宏司	岡山経済同友会企業経営・環境委員会委員長 瀬戸内エンジニアリング株式会社代表取締役社長	
澤根みどり	税理士	
千葉 喬三	岡山大学学長	
成田美和子	岡山県ごみゼロ社会プロジェクト推進会議副会長	
豆原 直行	院庄林業株式会社代表取締役	

岡山県税制懇話会審議経過

会 議	年 月 日	主 な 議 題
第1回懇話会	平成19年 6月 8日	・産業廃棄物処理税の導入後の状況について
第2回懇話会	平成19年 7月12日	・産業廃棄物処理税の使途事業と基金のあり方について
第3回懇話会	平成19年 8月28日	・産業廃棄物処理税の使途事業のあり方と報告書（骨子）について
第4回懇話会	平成19年10月23日	・岡山県税制懇話会報告書（案）について

使途事業の実績と主な成果（平成 15～18 年度）

- 県では、産業廃棄物の発生抑制、減量化、再生利用等を推進するため、岡山県循環型社会形成推進条例の趣旨や、産廃税導入時の税制懇話会の報告書に基づき、「意識の改革」、「産業活動の支援」、「適正処理の推進等」、「環境インフラの整備」の4つを柱に税収を活用してきたところであり、4年間の充当状況は次のとおりである。

[産廃税の充当額（決算額）]

（単位：千円）

年度	15年度	16年度	17年度	18年度	計
①意識の改革	79,532 (31.9%)	128,072 (33.4%)	113,458 (30.0%)	193,594 (39.6%)	514,656 (34.3%)
②産業活動の支援	105,190 (42.2%)	166,548 (43.4%)	113,573 (30.1%)	158,335 (32.4%)	543,646 (36.3%)
③適正処理の推進等	62,388 (25.0%)	86,944 (22.7%)	149,393 (39.6%)	135,425 (27.7%)	434,150 (28.9%)
④環境インフラの整備	2,319 (0.9%)	1,972 (0.5%)	1,192 (0.3%)	1,273 (0.3%)	6,756 (0.5%)
合計	249,428 (100%)	383,536 (100%)	377,616 (100%)	488,627 (100%)	1,499,207 (100%)

注) 下段の括弧書きの数値は、各年度の合計に占める比率

- 産廃税導入後の4年間で、約15億円の税収を充当して事業を実施した。なお、4つの柱ごとの主な事業は、以下のとおりである。

①意識の改革

(環境教育・学習の振興等)

小中学生等を対象に環境学習エコツアー、環境学習出前講座、「環境を考える作文コンクール」等を実施したほか、環境学習推進校やスーパーエコバイロメントハイスクールを指定し、小中学校や高等学校での環境教育等を推進した。また、NPOなどの民間団体と協働し、県民局ごとに環境学習を実施したほか、大学との協働による研究事業や環境学習を行った。(平成18年度までの4年間の税充当額310,650千円)

[年度別実績]

	H15	H16	H17	H18
環境学習エコツアーの参加者	-	3,301人	5,484人	5,844人
環境学習出前講座の参加者	1,572人	1,479人	1,461人	867人
環境作文コンクールの応募者	935人	1,263人	1,600人	1,603人
環境学習推進校の指定	-	20校	20校	20校
スーパーエコバイロメントハイスクールの指定	-	2校	5校	4校

(環境情報の拠点づくり)

インターネットとデータベース機能を組み合わせ、循環資源に関する行政・企業・県民情報を一括管理し、受発信できる「循環資源情報提供システム」を整備した。また、企業間の循環資源の取引の場として、ネット上で需要情報・供給情報を登録・更新できる「循環資源マッチングシステム」の構築支援を行った。(平成18年度までの4年間の税充当額73,622千円)

(環境にやさしい企業づくり)

岡山県エコ製品等の使用や販売の促進、ゼロエミッション等に積極的に取り組んでいる203事業所を「岡山エコ事業所」として認定したほか、県民に対して、各種広報媒体等を活用し制度の周知や認定事業所の普及促進に努めた。(平成18年度までの4年間の税充当額60,091千円)

(リサイクル推進県民運動の推進)

再生品等の使用の促進を図るための「グリーン調達」や「岡山県マイバッグ運動」を推進したほか、「ごみ減量化・リサイクル推進ポスターコンクール」、「エコフェスタおかやま」等を実施した。また、県民が利用する公共施設等にペレットストーブを設置する場合、当該設置者に経費を助成した。(平成18年度までの4年間の税充当額70,293千円)

[年度別実績]

	H15	H16	H17	H18
グリーン調達実績 (調達件数・調達金額)	23,144件 68,789千円	28,411件 82,412千円	42,023件 342,192千円	40,305件 333,076千円
マイバッグ運動の取組 団体数	3団体	130団体	148団体	149団体
ごみ減量化ポスターの 応募者	1,326人	1,467人	1,319人	1,344人
エコフェスタおかやま の来場者	5,000人	7,000人	10,000人	10,000人

②産業活動の支援

(リサイクルに関する技術開発や施設整備への支援)

産業廃棄物のリサイクルを推進するため、民間事業者が行う先進的なリサイクル関係施設等の整備や、民間事業者や産学官等が連携するなどして行うリサイクル技術の開発等について、「岡山県資源循環推進事業」として15件の事業承認を行い、経費を助成した。(平成18年度までの4年間の税充当額264,055千円)

[年度別実績]

	H15	H16	H17	H18
資源循環推進事業 (施設整備)	承認 4 件 50,000 千円	承認 1 件 58,250 千円	承認 0 件 0 千円	承認 2 件 50,000 千円
資源循環推進事業 (技術開発)	承認 4 件 9,402 千円	承認 0 件 8,000 千円	承認 1 件 2,710 千円	承認 3 件 3,354 千円

(公共事業のグリーン化の促進)

県内で発生量・最終処分量の多い産業廃棄物（循環資源）を有効活用するための調査研究や、ごみ焼却灰を熔融して発生するスラグ等（循環資源）を活用するための試験調査等を行い、資材としての有効性を検証した。

また、木質バイオマス資源を多角的に利用するための技術開発支援や、豚糞尿等を原料とするメタンガス利用のバイオマス発電施設を整備したこと等により、バイオエタノールから製造したE3ガソリンの公用車でのモデル使用やバイオマス由来の建築資材としての商品化などが実現した。（平成18年度までの4年間の税充当額162,496千円）

(再生品・再生資材の利用促進対策)

県内で現に製造・販売されている使用を促進すべきリサイクル製品を対象とした「岡山県エコ製品」を457件認定したほか、県民に対して、各種広報媒体等を活用し、「岡山県再生品の使用促進に関する指針」等の制度周知や認定製品の普及や利用促進に努めた。（平成18年度までの4年間の税充当額117,095千円）

③適正処理の推進等

(不適正処理防止の強化対策)

次のとおり、産業廃棄物の不適正処理防止に向けた対策を行った。（平成18年度までの4年間の税充当額85,259千円）

○不法投棄の防止啓発

不法投棄や野外焼却等の防止啓発として、岡山市、倉敷市を除く県内全戸にリーフレットを配布したほか、年間を通じてラジオスポットを実施した。

[年度別実績]

	H15	H16	H17	H18
リーフレット	30,000 部	300,000 部	300,000 部	300,000 部
ラジオスポット	延 84 回	延 200 回	延 224 回	延 224 回

○県外の産業廃棄物搬入車両への対応

手口の悪質・巧妙化や活動範囲の広域化に対処するため、警察本部の協力を得て、県外から搬入される産業廃棄物運搬車両の路上検査を主要幹線道路で実施した。

[年度別実績]

	H15	H16	H17	H18
車両検査の台数 (延べ回数)	60 台 (4 回)	53 台 (4 回)	84 台 (6 回)	112 台 (6 回)
うち指導台数	9 台	9 台	12 台	9 台

○産業廃棄物処理業者への支援対策等

法・政省令の改正に伴う制度周知や不適正処理事案等の拡大抑制・未然防止を図るため、処理業者に対する研修会や計量設備等の導入経費に対し助成を行ったほか、廃棄物担当職員に対し専門研修を行った。

また、産業廃棄物処理システムの透明性を図り、不適正処理事案等に迅速に対応するため、排出事業者や処理業者に対し電子マニフェストの普及に向けた説明会を行った。

[年度別実績]

	H15	H16	H17	H18
研修会経費の助成 (回数/参加者)	2,000 千円 (2 回/117 人)	2,000 千円 (3 回/124 人)	2,500 千円 (3 回/173 人)	2,500 千円 (3 回/268 人)
設備導入費の助成 (件数)	10,444 千円 (5 件)	7,182 千円 (3 件)	11,658 千円 (5 件)	12,164 千円 (6 件)

(監視指導体制の強化対策)

次のとおり、産業廃棄物に関する監視指導体制の強化を図った。(平成 18 年度までの 4 年間の税充当額 282,267 千円)

○警察官○Bの配置

悪質な不適正事案には暴力団関係者が関与している場合が多いため、警察官○Bを嘱託職員として各県民局及び支局に配置し、監視指導体制の強化を図った。

[年度別実績]

	H15	H16	H17	H18
警察官○Bの配置	計 3 名	計 6 名	計 9 名	計 9 名
〃 出動回数	555 回	1,278 回	1,718 回	1,865 回
〃 立入検査	370 回	797 回	1,206 回	1,331 回

○休日・夜間等への対応

職員の監視指導が手薄となる土日・祝日・早期・夜間に敢行される不法投棄を未然に防止するため、夜間・休日の監視パトロールを実施したほか、反復継続的に不法投棄が行われる場所等に監視カメラを設置した。

[年度別実績]

	H15	H16	H17	H18
休日夜間のパトロール回数	214 回	316 回	316 回	311 回
〃 不法投棄等の報告件数	66 件	113 件	83 件	60 件
監視カメラの設置台数	14 か所	22 か所	21 か所	18 か所

○中山間地域への対応及び早期捕捉対策

不法投棄は山林や丘陵など人目の届かない場所を選んで行われることが多いため、中山間地等で事業活動を行う事業者との「発見通報協定」を締結したほか、県庁担当課内に全県一本化した通報の受け皿として「不法投棄 110 番」を設置した。また、「不法投棄監視事業を行う市町村への支援制度」や通勤等移動中に不法投棄等のパトロールを行う者を監視員に委嘱する「不法投棄監視員制度」などを創設した。

[年度別実績]

	H15	H16	H17	H18
発見通報協定の締結	4 団体	1 団体	1 団体	1 団体
不法投棄 110 番の報告	100 件	92 件	80 件	78 件
不法投棄監視事業の市町村へ助成（件数）	1,899 千円 (13 件)	2,000 千円 (9 件)	3,634 千円 (12 件)	3,949 千円 (13 件)
不法投棄監視員の報告	427 件	403 件	344 件	407 件

(有害産業廃棄物の適正処理対策)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理に当たっては、国及び全国自治体と足並みを揃えた対応を行う必要があるため、国等で算定された所要額を当該廃棄物処理基金に拠出した。また、過去に建設資材などの用途に使用されてきたアスベストによる健康被害が社会問題化しているため、環境大気中の濃度測定等を実施したほか、アスベストの適正処理に向けた研究や普及啓発を行った。（平成 18 年度までの 4 年間の税充当額 66,624 千円）

④環境インフラの整備

(公共関与による廃棄物処理施設の整備促進)

県内の産業廃棄物最終処分場の残余容量が逼迫しており、早急に公共関与

によるモデル的な最終処分場を整備する必要があることから、関係法令手続等への支援を行った。(平成 18 年度までの 4 年間の税充当額 647 千円)

(環境の世紀にふさわしい先進的プロジェクトの推進)

岡山エコタウンプランの策定やエコタウン事業運営組織の調査研究を行ったほか、「瀬戸内エコタウン広域連携事業」等を実施したことにより、資源循環による環境負荷の低減や環境産業の振興に向けた連携方策に係る調査研究が進むなど一定の成果が得られた。(平成 18 年度までの 4 年間の税充当額 6,109 千円)

〔事業所の意見〕

本県や中国経済産業局が行ったアンケート調査の結果によると、本県を含む中国地域にあっては、多くの排出事業者や処理業者から、産廃税の導入が概ね肯定的に受け止められているほか、使途事業の内容についても一定の評価を得ている。また、産廃税の導入を排出削減やリサイクルの取組推進の一因に挙げる事業者も見られる。

使途事業の概況（平成15～18年度）

産業廃棄物処理税の使途目的と実際に充当した事業の関係は、次のとおりである。

I 意識の改革〔総充当額 514,656千円〕

使 途 目 的	実施した事業（4年間充当額：千円）
1. 環境教育・学習の振興等	310,650
①次世代を担う子供たちへの環境学習や体験学習等の機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・岡山環境学習フロンティア事業（95,425） ・おかやまエコフィールド体験事業（59,357） ・環境学習推進事業（20,079） ・おかやまっ子環境学習応援事業（17,268） ・スーパーエコポイントハイスクール研究開発事業（61,230） ・エコタウン推進事業（再掲44,637） <li style="padding-left: 20px;">＜環境学習プラザ調査事業＞ ・児島湖環境学習事業（1,953） ・エコ＊ボランティア実践事業（961） ・玉島ハーバーアイトエコパーク整備事業（51,500） ・地域環境パートナーシップ推進事業（2,877）
②生涯学習として行う講習会等の開催	
2. 環境情報の拠点づくり	73,622
①排出事業者に対する産業廃棄物の発生抑制やリサイクルを推進するために必要な技術的な情報の提供など、産業廃棄物に関する多様な情報提供システムの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・循環資源情報提供システム整備事業（73,622） <li style="padding-left: 20px;">＜リサイクル情報システム、おかやまりサイクルもって一ネット＞
②再生資源の事業者間での取引を促進するシステムの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・循環資源情報提供システム整備事業（再掲73,622） <li style="padding-left: 20px;">＜循環資源マッチングシステム＞
3. 環境NGOの活動支援	
①産業廃棄物に対する正しい理解を深めるために環境NGOが行う研修会等の事業に対する支援	
②環境NGOのホームページ開設経費の助成	
③環境NGO・行政・企業の相互理解とネットワークの構築（岡山県版グリーン購入ネットワークの創設など）	
4. 環境にやさしい企業づくり	60,091
①中小企業（産業廃棄物処理業者を含む。）などを対象としたISO14001など、環境マネジメントシステム・環境会計などの導入を促進するための講習会等の開催	
②環境にやさしい企業の認定制度創設、認定事業者のPR・顕彰等の支援策	<ul style="list-style-type: none"> ・環境にやさしい企業づくり事業（15,454） ・エコタウン推進事業（44,637） <li style="padding-left: 20px;">＜巡回エコ製品等普及展示会開催事業＞
5. リサイクル推進県民運動の推進	70,293
①マイバッグ運動など環境にやさしい買い物運動等の全県的な展開	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量化推進対策事業（47,902） <li style="padding-left: 20px;">＜ごみゼロ社会推進事業、エコフェスタおかやま開催事業、もったいない運動推進事業＞
②市町村や環境NGOの行う県民運動等に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・生活排水対策支援事業（14,732） ・瀬戸内海環境美化推進事業（4,975） ・木質ペレット利用促進モデル事業（2,684）

II 産業活動の支援〔総充当額 543,646千円〕

使 途 目 的	実施した事業（4年間充当額：千円）
1. リサイクル技術等の開発支援	263,639
①産業廃棄物のリサイクルを推進するため、産学官が連携するなどして行う技術の開発	<ul style="list-style-type: none"> ・おかやま木質バイオマス利用開発推進事業 (46,518) ・循環型産業クラスター形成促進事業（再掲87,649） ＜循環資源有効利用推進研究委託事業＞
②事業者に対するリサイクル技術開発経費の助成	<ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会形成推進モデル＜地域ミニエコタウン＞事業 (129,472) ・循環型産業クラスター形成促進事業（87,649） ＜地域ミニエコタウン事業＞
③中小企業に対する技術アドバイザーの派遣など技術的な支援	
④新たなリサイクルシステム（静脈物流システムなど）の開発支援	<ul style="list-style-type: none"> ・循環型産業クラスター形成促進事業（再掲87,649） ＜循環資源活用推進事業＞
2. リサイクル施設等の近代化	416
①産業廃棄物排出事業者や中間処理業者に対する産業廃棄物のリサイクルを推進する施設、設備・機器の設置や改善に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会形成推進モデル＜地域ミニエコタウン＞事業（再掲129,472） ・循環型産業クラスター形成促進事業（再掲87,649） ＜地域ミニエコタウン事業＞ ・資源循環型地域振興施設整備事業（416）
3. 公共事業のグリーン化の促進	162,496
①再生資源を公共事業で活用していくための実証試験等の研究費用	<ul style="list-style-type: none"> ・エコ工法推進モデル事業（47,999） ・資源循環型林道整備実証事業（38,697） ・畜産バイオマス利活用実証展示普及促進事業 (36,220) ・新素材利用漁場改善事業（3,815） ・高品位炭を利用した児島湖流入河川水質浄化モデル事業（15,115） ・児島湖水質浄化実証モデル事業（7,646） ・児島湖資源循環システム実証事業（8,779） ・水生植物等未利用資源活用促進事業（4,225）
②再生資源を公共事業で活用していくための再生資材の規格づくり	
4. 再生品・再生資材の利用促進対策	117,095
①事業者の行う廃棄物を使用した製品開発への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・農村型資源作物循環システム推進事業（6,258）
②事業者が自ら開発した再生品・再生資材の販路開拓を促進するための事業	<ul style="list-style-type: none"> ・循環資源有効利用推進事業（21,201） ・循環型環境ビジネス支援事業（5,308） ・バイオマス利活用フロンティア推進事業 (3,393) ・バイオエタノール利用促進モデル事業 (17,190)
③県内で製造された再生品の認定制度の創設	<ul style="list-style-type: none"> ・再生品使用促進事業（27,038）
④その他	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物実態調査等事業（26,347） ・たい肥を活用！おかやまブランド農産物応援事業（10,360）

Ⅲ 適正処理の推進等〔総充当額 434,150千円〕

使 途 目 的	実施した事業（4年間充当額：千円）
1. 不法投棄の未然防止対策の充実	367,526
①監視体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物不適正処理防止強化事業（80,322） <不法投棄防止啓発（リーフレット作成、ラジオスポット啓発等）> <運搬車両の検問> <産業廃棄物処理業者の育成> ・監視指導體制強化事業（282,267） <警察官OBの増員、巡回監視パトロール車の整備> <監視パトロールの民間会社への委託、監視カメラ導入による監視> <不法投棄110番の設置、発見通報協定の締結、監視員の委嘱等> ・産業廃棄物処理業者対応力強化事業（2,597） ・電子マニフェスト普及促進事業（2,340）
②その他	
2. 廃棄物の適正処理のための技術開発の支援	66,624
①有害な産業廃棄物を無害化、安定化し、環境への影響を未然に防止するために産業廃棄物の排出事業者等県内の事業者が行う産業廃棄物の適正かつ先進的な処理技術の開発への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進事業（62,866） ・アスベスト対策事業（3,758）
3. 環境負荷の総合評価手法の導入促進	
①廃棄物の処理及びリサイクルに伴う環境への負荷を総合的に評価する手法（ライフサイクルアセスメントなど）の導入の促進	

Ⅳ 環境インフラの整備〔総充当額 6,756千円〕

使 途 目 的	実施した事業（4年間充当額：千円）
1. 公共関与による廃棄物処理施設の整備の促進	647
①公共関与により産業廃棄物処理施設の整備を促進するため、産業廃棄物処理施設の立地する市町村が行う産業廃棄物処理施設の周辺地域の整備に対する助成等	<ul style="list-style-type: none"> ・公共関与産業廃棄物処分場建設推進費（647）
2. 環境の世紀にふさわしい先進的プロジェクトの推進	6,109
①環境調和型のまちづくりを進めるために、産学官が連携し、当該地域の産業集積等を生かして行う環境コンビナート形成やゼロエミッション工業団地の形成など、環境先進県岡山を全国にアピールするモデル的かつ先進的な資源化施設の整備を中核とした事業の実施を促進するための経費	<ul style="list-style-type: none"> ・エコタウン推進事業（6,109） <エコタウン広域連携事業> ・資源循環型地域振興施設整備事業（再掲416） ・玉島ハーバード・アイト・エコパーク整備事業（再掲51,500） ・循環型社会形成推進モデル地域（エコタウン）事業（再掲129,472） ・循環型産業クラスター形成促進事業（再掲87,649）

産業廃棄物の発生及び処理の状況

1 産業廃棄物の現況（県内分）

（１）発生量及び処理の状況

県内で発生した産業廃棄物の発生及び処理の状況は次表のとおりである。発生量は増加する傾向にあるが、最終処分量は産廃税の導入前の平成14年度（881千t）に比べ平成17年度は501千t（56.9%）と大幅に減少している。

（単位：千t／年）

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	対14年度比
発生量	11,685	12,158	12,224	12,239	104.7%
資源化量	6,915	7,459	7,906	7,928	114.6%
減量化量	3,874	4,111	3,798	3,809	98.3%
最終処分量	881	582	510	501	56.9%

※ 岡山県産業廃棄物実態調査結果

（２）業種別の発生量（平成17年度実績）

県内で発生した産業廃棄物の発生量を業種別にみると製造業が最も多く（76.7%）、次いで、電気・水道業（10.5%）、建設業（9.8%）の順になっており、この3業種で全体の96.9%を占めている。

（３）種類別の発生量（平成17年度実績）

県内で発生した産業廃棄物の発生量を種類別にみると鉋さいが最も多く（40.0%）、次いで、汚泥（35.6%）、がれき類（7.9%）、ばいじん（7.2%）の順になっており、この4種類で全体の90.6%を占めている。

（４）種類別の最終処分量（平成17年度実績）

県内で発生した産業廃棄物の最終処分量を種類別にみると汚泥が最も多く（32.7%）、次いで、ばいじん（17.2%）、鉋さい（12.8%）、がれき類（10.4%）、廃プラスチック類（10.4%）、燃え殻（7.6%）の順になっており、この6種類で最終処分量全体の91.0%を占めている。

2 最終処分量の推移（県内処理）

県内の最終処分場に搬入される産業廃棄物（県外から搬入されるものを含む。）の量は次表のとおりである。

産廃税の導入前の平成14年度（953千t）に比べ、平成17年度は892千t（93.6%）と減少している。

なお、県内で発生した産業廃棄物の最終処分量は大きく減少しているものの（1の（1）参照）、県外から県内に搬入される産業廃棄物の最終処分量は増加傾向にあり、その割合も増加している。

（単位：千 t / 年）

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	対 14 年度比
最終処分量	9 5 3	9 1 2	8 8 8	8 9 2	93.6%
県外分	2 2 8	3 3 8	3 7 6	4 0 0	175.4%
(割合)	(2 4 %)	(3 7 %)	(4 2 %)	(4 5 %)	

※ 産業廃棄物処理実績報告より集計

※ 調査方法が異なるため、税収から割り戻した処分量と異なる。

3 広域移動の状況

(1) 県外への搬出

県内で発生した産業廃棄物のうち県外へ搬出され処理された産業廃棄物は、平成 14 年度（3 1 9 千 t）に比べ平成 16 年度は 5 5 0 千 t（172.4%）と大幅に増加している。

このうち、中間処理を目的とした搬出量は、平成 14 年度の 2 9 3 千 t が平成 16 年度には 5 4 4 千 t（185.7%）へと大幅に増加しているが、最終処分を目的とした搬出量は平成 14 年度の 2 6 千 t が平成 16 年度には 5 千 t（19.2%）に減少している。

（単位：千 t / 年）

		平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	対 14 年度比
処 理 内 訳	中間処理	2 9 3	4 7 0	5 4 4	185.7%
	最終処分	2 6	9	5	19.2%
	合 計	3 1 9	4 7 9	5 5 0	172.4%

※ 廃棄物の広域移動対策検討調査

※ 17 年度実績値は国が集計中

(2) 県内への搬入

県内に搬入され処分された産業廃棄物は、平成 14 年度の 5 9 9 千 t が平成 16 年度には 7 0 9 千 t（118.4%）と増加している。

このうち、中間処理を目的とした搬入量は 3 0 0 千 t 台で推移しているが、最終処分を目的とした搬入量は平成 14 年度の 2 2 8 千 t が平成 16 年度には 3 7 6 千 t（164.9%）と大幅に増加している。

(単位：千 t / 年)

		平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	対 14 年度比
処 理 内 訳	中間処理	3 7 1	3 0 0	3 3 3	89.8%
	最終処分	2 2 8	3 3 8	3 7 6	164.9%
	合 計	5 9 9	6 3 8	7 0 9	118.4%

※ 廃棄物の広域移動対策検討調査

※ 17 年度実績値は国が集計中

4 今後の産業廃棄物の排出及び処理見込み

(1) 発生量等の将来予測

県内で発生した産業廃棄物の発生及び処理の状況並びにその将来予測は次のとおりである。発生量は僅かに増加するものの、最終処分量は、平成 22 年度には 498 千 t / 年になり、平成 17 年度に比べ 3 千 t / 年減少すると予測されている。

(単位：千 t / 年)

	平成 17 年度 実 績	平成 22 年度 予 測
発生量	1 2, 2 3 9	1 2, 5 9 8
資源化量	7, 9 2 8	8, 0 2 7
減量化量	3, 8 0 9	4, 0 6 3
最終処分量	5 0 1	4 9 8

※ 岡山県産業廃棄物実態調査結果及び第 2 次岡山県廃棄物処理計画による

(2) 最終処分場の残余年数の推計

県内の最終処分場の残余年数は、平成 17 年度末時点で 3.6 年である。

	最終処分量 (H17 年度)	残 存 容 量 (H17 年度末)	残 余 年 数 (H17 年度末)
県内の最終処分場	8 9 2 千 t	3, 2 0 2 千 m ³	3. 6 年

※ 岡山県調べ

※ t と m³ の換算比を 1 とする。

最終処分場の残余年数が逼迫している状況を踏まえ、排出抑制やリサイクルを促進するための各種施策を展開するとともに、現在、水島地区において、公共関与の新処分場（供用開始予定 H21 年度、埋立容量：2,400 千 m³）の整備事業を進めている。

他県における産業廃棄物処理税の導入状況

団体名	名称	税の仕組み			導入状況	課税免除等	申告
		徴収納税方式	課税標準	額(円/t)			
三重県	産業廃棄物税	事業者申告納付方式	最終処分場又は中間処理施設への搬入量	1,000	平成14年4月1日 (平成23年まで延長)		年1回
岡山県	産業廃棄物処理税	最終処分業者特別徴収方式	最終処分場への搬入量	1,000	平成15年4月1日		毎月
広島県	産業廃棄物埋立税	最終処分業者特別徴収方式	最終処分場への搬入量	1,000		自社処分場への搬入は課税免除	年4回
鳥取県	産業廃棄物処分場税	最終処分業者特別徴収方式	最終処分場への搬入量	1,000		自社処分場への搬入は課税免除	年4回
青森県	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	最終処分場への搬入量	1,000	平成16年1月1日		毎月
岩手県	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	最終処分場への搬入量	1,000			毎月
秋田県	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	最終処分場への搬入量	1,000			毎月
滋賀県	産業廃棄物税	事業者申告納付方式	最終処分場又は中間処理施設への搬入量	1,000	平成16年4月1日		年1回
山口県	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	最終処分場への搬入量	1,000		自社処分場への搬入は課税免除	毎月
奈良県	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	最終処分場への搬入量	1,000			毎月
新潟県	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	最終処分場への搬入量	1,000			年4回
京都府	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	最終処分場への搬入量	1,000			年4回
島根県	産業廃棄物減量税	最終処分業者特別徴収方式	最終処分場への搬入量	1,000	平成17年4月1日		年4回

団体名	名称	税の仕組み			導入状況	課税免除等	申告
		徴収納税方式	課税標準	額(円/t)			
鹿児島県	産業廃棄物税	焼却処理・最終処分業者特別徴収方式	最終処分場及び焼却施設への搬入量	800(焼却) 1,000(埋立)	平成17年4月1日	大規模な災害で発生した産業廃棄物、不法投棄された産業廃棄物の処理のための搬入は課税免除	年4回
福岡県	産業廃棄物税	焼却処理・最終処分業者特別徴収方式	最終処分場及び焼却施設への搬入量	800(焼却) 1,000(埋立)		天災等により生じた産業廃棄物の搬入は課税免除	年4回
佐賀県	産業廃棄物税	焼却処理・最終処分業者特別徴収方式	最終処分場及び焼却施設への搬入量	800(焼却) 1,000(埋立)		天災等により生じた産業廃棄物の搬入は課税免除	年4回
長崎県	産業廃棄物税	焼却処理・最終処分業者特別徴収方式	最終処分場及び焼却施設への搬入量	800(焼却) 1,000(埋立)		不法投棄された産業廃棄物の処理のための搬入は免除(課税の特例)	年4回
大分県	産業廃棄物税	焼却処理・最終処分業者特別徴収方式	最終処分場及び焼却施設への搬入量	800(焼却) 1,000(埋立)			年4回
熊本県	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	最終処分場への搬入量	1,000			年4回
宮崎県	産業廃棄物税	焼却処理・最終処分業者特別徴収方式	最終処分場及び焼却施設への搬入量	800(焼却) 1,000(埋立)		天災等により生じた産業廃棄物の搬入は課税免除	年4回
宮城県	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	最終処分場への搬入量	1,000		天災等により生じた産業廃棄物の搬入は課税免除	年4回
福島県	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	最終処分場への搬入量	1,000	平成18年4月1日		年4回

団体名	名称	税の仕組み			導入状況	課税免除等	申告
		徴収納税方式	課税標準	額(円/t)			
愛知県	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	最終処分場への搬入量	1,000 500(自社)	平成18年4月1日	大規模な災害で発生した産業廃棄物、不法投棄された産業廃棄物の処理のための搬入は課税免除	毎月
沖縄県	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	最終処分場への搬入量	1,000			年4回
北海道	循環資源利用促進税	最終処分業者特別徴収方式	最終処分場への搬入量	1,000	平成18年10月1日	天災等により生じた産業廃棄物の搬入は課税免除	年4回
山形県	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	最終処分場への搬入量	1,000			年4回
愛媛県	資源循環促進税	最終処分業者特別徴収方式	最終処分場への搬入量	1,000 500(自社)	平成19年4月1日		年4回